

下水道法第16条申請について

木更津市都市整備部下水道推進室

公共下水道管理者（市）以外の者が公共下水道施設（本管・公共マス等）に係る工事を行う際には、下水道法第16条に基づく承認が必要となります。発生した工事費用は申請者負担となり、工事完了後は設置した施設を市に移管する必要があります。

（注）下水道法第16条に基づく申請を行う前に、計画中の排水設備等について事前相談を行ってください。内容に応じて公共マスの位置やその個数、口径等に変更が生じる可能性があります。

1. 申請について

- ①申請書は、市ホームページからダウンロードすること。
「公共下水道（都市下水路）施設工事等施工承認申請書」
- ②申請書は、市道で2週間前（市外業者で書類訂正がすぐ出来ない場合は3週間前）、県道は3週間前（市外業者で書類訂正がすぐ出来ない場合は4週間前）に必ず提出すること。
（行政手続法に定める標準処理期間⇒休日を除き40日と定められている）
- ③申請書の工事完了予定日（舗装本復旧を考慮した日付）を必ず記入する。
（舗装本復旧の施工者を出来るだけ決めておくこと）
- ④公共マスの位置がわかるように、上流人孔からの距離・本管からの距離・隣地からの距離・官民境界からの距離を記入する。
- ⑤道路占用は下水道推進室で行う。（警察の道路使用は施工者が申請する）
- ⑥開削工法以外（推進工法など）で施行する場合は、事前に下水道推進室と協議すること。
- ⑦提出書類の必要部数は表1に示す。

表 1. 申請時の提出書類と必要部数

提出書類	必要部数			
	宅内のみ (占用なし)	市道	県道	国道
申請書 (表紙)	1 部	1 部	1 部	1 部
有資格者証				
申請地の公図写し				
位置図	2 部	3 部	4 部	5 部
平・断面図				
舗装復旧図				
使用材料構造図				
施工予定箇所の写真 (3 方向)				
山留め構造図 (掘削深 1.5m 以上のとき)	不要	不要	4 部	5 部
保安図				

※本管布設の場合は縦断面図、横断面図、人孔組立構造図 (別途協議すること)

公共下水道 (都市下水路) 施設工事等施工承認書の作成時における注意点

- 平面図に方位を記載。
- 平・断面図に他埋設物を記載 (水道・ガスなど)。
- 雨水の場合は、側溝部の延長を含む値を記載。
- 雨水取付管が側溝接続の場合は、隅切りからの距離を記載。
- 新設の取付管等を赤塗りする。
- 駐車場利用の可能性のある場合は鋳鉄製防護蓋を使用。
内蓋はターンアップ式(指開)とする。
- 駐車場にならない場合は鉄蓋でなくても良いが、その根拠(設計図等)が示されているか。蓋はターンアップ式(指開でないもの)とする。
- 使用材料の資料(蓋、支管、マス等の寸法入り構造図)を添付。
- 掘削深が 1.5m 以上の場合は、山留め構造図を添付。
- 境界を確認するため、必ず公図を添付。
- 工期は余裕のある工期とする。

※区画整理地内 (ほたる野、請西東、請西南、羽鳥野、港南台、千束台、金田東、金田西) については汚水・雨水ともに申請しなければならない。

※申請地の土地利用についても記載をお願いします。公マス設置予定場所の近傍に擁壁や石垣といった障害物がある場合、不承認となる可能性があります。

2. 完成届について

①完成届は、市ホームページからダウンロードすること。

「公共下水道（都市下水路）施設工事等完成届」

②提出書類の必要部数を表2に示す。

表2. 完成時の提出書類と必要部数

提出書類	必要部数			
	宅内のみ (占有なし)	市道	県道	国道
完成届（表紙）	1部	1部	1部	1部
移管協議書				
施工写真 ⁽¹⁾		2部	2部	2部
出来形図 ⁽²⁾				

公共下水道（都市下水路）施設工事等完成届の作成時における注意点

(1) 施工写真について、以下のことが分かるものを提出すること

着工前、竣工後の状況（道路、公共マス）。防護蓋を外構工事等により設置する予定で完成写真が撮影できない場合は、設置後の写真を後日提出すること。

掘削深1.5m以上または地山崩壊の危険がある場合は、山留めの設置状況。

使用材料検収（使用材料が分かるもの）、穿孔（コア回収）、支管に接着剤を塗布し番線で締めたことが分かるもの。

管布設状況（砂基礎）、挿入機による差し込み状況、継手掘り等が確認できるもの。

人孔設置状況（碎石基礎、可とう継手等設置状況、既設人孔のコア抜き・インバートの施工状況）。

埋設管表示テープ（2mピッチ）の設置状況。

埋設シート（管上50cm、幅30cm）の設置状況。

路床および路盤の転圧状況、1層ごとの埋め戻し厚さが確認できるもの。

雨水取付管が側溝接続の場合は、側面表裏の補修状況。

本復旧がある場合は、本復旧の施工過程および完成後の状況が分かるもの。

(2) 出来形図について、以下の点に留意すること

変更箇所の測定値を申請図面に朱書きすること

上流人孔からの距離と本管からの距離を必ず記載すること。

雨水取付管が側溝接続の場合は、隅切りからの距離を記載すること。

本復旧がある場合は、面積を必ず記入すること。

〔施工上の注意点〕

施工方法や基準等については、公益社団法人日本下水道協会の「下水道施設計画・設計指針」及び「JSWAS K1 下水道硬質塩化ビニル管」等によること。

1. 本管布設

- ・口径 $\phi 200$ 塩ビ管（合流は $\phi 250$ 塩ビ管）
- ・勾配 3.5 ‰（合流は 5.0 ‰）～ 48.0 ‰
- ・土被り 1.1 m以上
- ・本管の接合は原則、ゴム輪接合とすること。
- ・マンホールとの接続は可とう継手を使用すること。
- ・金田西地区は浮上防止人孔のため、定められた範囲はリブ管を使用すること。
- ・マンホール間の最小延長は、流入（予定含む）、曲がり、埋設物横断箇所を除き原則 20 m以下とすること。
- ・埋め戻しについては、管上 10 cm まで山砂又は熔融スラグによる砂基礎とすること。
- ・本管の仮固定で使用した”杭”等は必ず撤去すること。
- ・埋設物の明示を行うこと。（明示テープ幅 5 cm を 2 m 間隔に貼り、埋設シート幅 30 cm を管上 50 cm に布設）

2. 取付管布設

- ・口径 $\phi 150$ 塩ビ管（VU）
ただし相当な流量が見込まれる場合は別途協議とする。また雨水の場合は流出係数・流域面積に応じて流量計算を行い口径変更または取付管の増設等を決定すること
- ・勾配 1/100 以上
- ・土被り 宅内で 0.85 m以上
- ・取付管どうしの間隔は 1.0 m以上離すこと。（中心間距離）
- ・マンホール外壁より 1.0 m以上離すこと。
- ・原則として管の接合はゴム輪接合とすること。
- ・原則として本管の取付け部は平面上で 90° とすること。
- ・樹脂系接着剤を用いて接合し、焼きなまし番線を締め込み、支管を圧着すること。
また、ワンタッチ支管を用いた接合も可能である。
- ・本管が深く立ち上げ管がある場合、自在曲管は下流受け口のものの、もしくはゴム輪接合とし、ソケットは使用しないこと。
- ・自在曲管を取付管中間部で使用しないこと。

- ・取付管は原則、本管から取り出しを行うこと。やむを得ず取付管を人孔接続する場合、可とう継手を使用し、インバートを施工すること。なお金田西地区は浮上防止人孔を採用しているため、取付管を人孔接続する場合はリブ管を使用し、砕石埋戻しを行うこと。
- ・落差がある場合は内副管を設置すること。
- ・本管が深く縦推進を行う場合は、隙間の埋戻しを行うこと。
- ・原則として支管は管頂に取りつけること。本管土被りが浅い場合（概ね 1.2m 未満）、コンパクト自在支管の使用を検討すること。

(例 1) 標準 → 管頂穿孔 + 90° 支管 + 75° 自在曲管

(例 2) 本管土被りが浅い場合 → 管頂穿孔 + コンパクト自在支管 + 15° 自在曲管

- ・本管布設時と同様、明示シートおよびテープにより埋設物の明示を行うこと。
- ・取付管には 2 m ピッチで埋設管表示テープをし、管上 50 cm の所に幅 30 cm の埋設シートを敷くこと。
- ・他埋設物とは平面上で外々 30 cm 以上の離隔をとること。
- ・雨水管の側溝接続の場合、蓋にガタツキが生じないような高さにすること。消音型側溝の場合、蓋かけ部分の破損防止のために天端から 14 cm 以上離して接続すること。
- ・雨水管の側溝接続の場合、四角形のモルタル補修 (0.35×0.35×0.10 m) を行うこと。また、蓋掛け部および隣接した側溝の継目付近に対する穿孔は避けること。

3. 公共マス

- ・公共マス設置に関する取扱要綱（平成 11 年 2 月 22 日告示第 35 号）を遵守すること。公共マス設置要綱に基づき宅地内に設置することも可能であるが、その場合は宅地所有者にて適切に管理する必要がある。蓋が割れた場合には原則として自費で補修・交換を行うこと。
- ・公共マスは宅地内設置であれば官民境界から 1 m 以内の場所に設置し、構造は下記のとおりとする。

(1) 汚水：マス径・取付管径共に $\phi 150$ mm、マスの深さは 1 m 程度、蓋は木更津市の市章入りとすること。防護蓋を設置する場合についても同様とする。

(2) 雨水：マス径 $\phi 300$ mm、取付管 $\phi 150$ mm、取付管一体型のマスとする。泥溜めを設け、蓋は木更津市の市章入りで耐圧製とすること。重車両がのる場合は、別途協議とする。

- ・雨水排水が公共下水道認可区域内であれば、公共雨水マスを設置すること。
- ・雨水本管からの取出しの場合、マスは塩ビ製とすること。側溝接続の場合、ポリプロピレン製マスを使用することも可能であるが、宅盤が道路よりも高い場合には別途協議すること。

- ・公共マスは隣地境界から原則 1 m 以上離すこと。
- ・マス交換のみの場合でも下水道法第 16 条申請の対象となるため、下流側が陶管もしくはヒューム管の場合は異種管継手を使用すること。

4. マンホール

- ・起点は 0 号マンホールまたはレジン人孔とすることができる。
- ・既設マンホール部はインバートを切り直すこと。
- ・マンホール設置位置等は、市の将来計画に障害ないように事前に市と十分協議すること。
- ・削孔は躯体の継ぎ目や他管口から 10 cm 以上の離隔を確保すること。
- ・人孔内段差は 2 cm 以上とすること。
- ・調整リングは 100 mm 以上、斜壁は 450 mm 以上とすること。
- ・金田西地区は浮上防止人孔を採用しているため、定められた範囲で碎石埋戻しを行うこと。
- ・原則としてステップは下流側とする（ただし地区によってはこの限りではない）。
- ・深さに関わらずマンホール蓋には転落防止はしごを設置すること。

5. 副管

- ・下流管との落差が 60 cm 以上の場合には内副管を設置すること。このとき、2 号人孔以上が望ましい。また、1 号人孔においては維持管理に支障がない場合、省スペース型の内副管を 1 個まで使用可能。

6. 舗装復旧

舗装復旧断面、本復旧範囲等は、申請前に道路管理者に確認すること。

7. その他

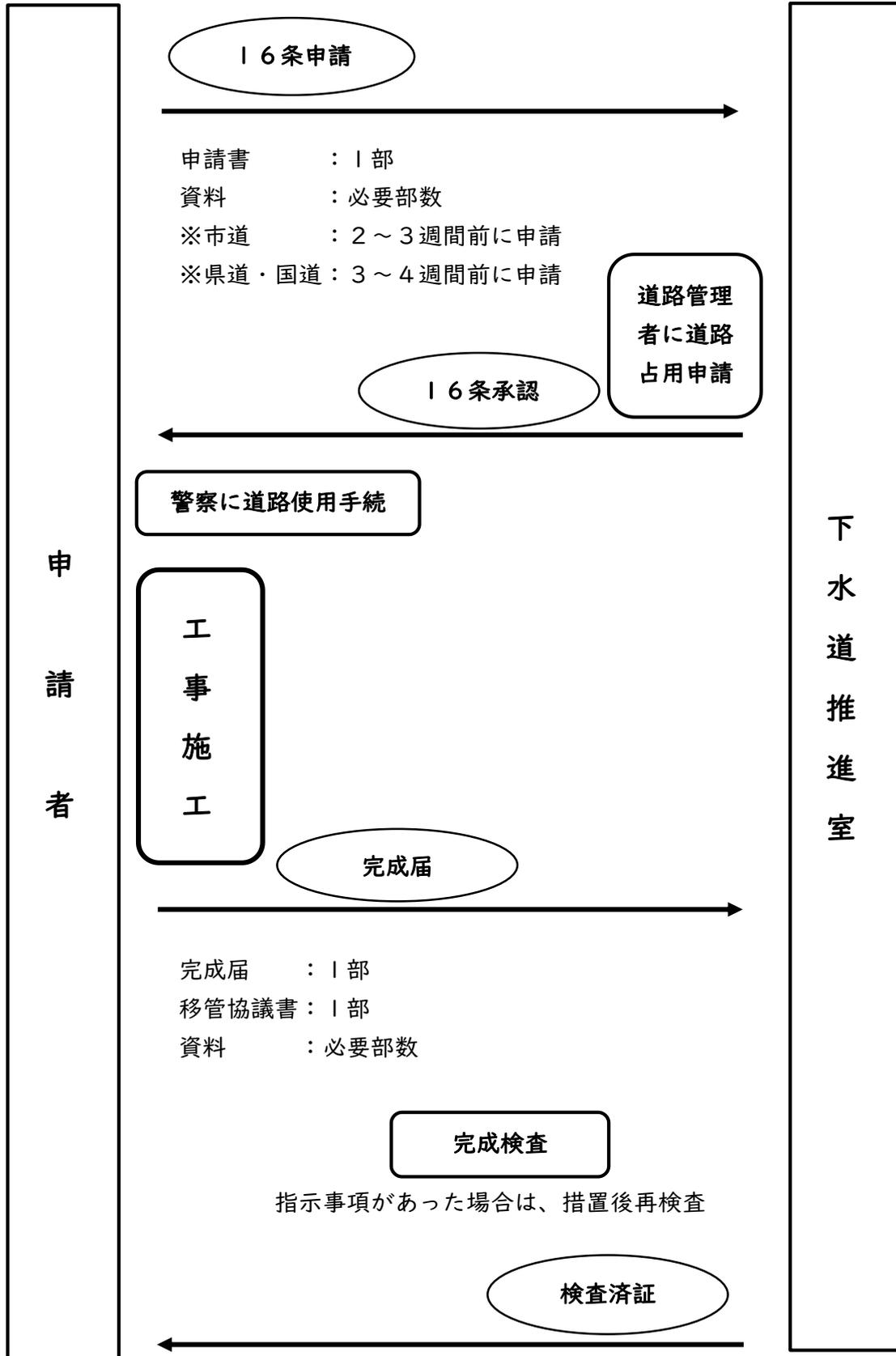
- ・公共マス立上り中間部で宅内排水を流入させる場合は、大曲 Y またはチーズを使用すること。
- ・排水設備を公共マスに接続する前に、公共マスが破損または詰まりといった異常がないことを確認すること。
- ・公共マスが人孔の場合、インバートを切り直すこと。
- ・公共マスが人孔で落差がある場合、内副管を設置すること。
- ・他企業の埋設管等の確認は申請者が行うこと。試掘についても同様である。
- ・現場の状況によっては、立会い・協議を行った上で工事を施工すること。

- ・工事を施工する際は、地域住民とのトラブルを避け、申請者及び施工者の責任を持って解決すること。
- ・現場の状況により、立会い、協議を行った上で工事を実施すること。
- ・工事内容の変更（取付位置、工期の延長等）が生じた場合は、「公共下水道施設工事等施工承認申請書(変更)」を提出すること。
- ・受益者負担金については、敷地面積に対し賦課し本管工事費を減免の対象とする。その際の減免額資料として、施主が下水道工事（宅内除く）として支払った資料（契約書及び領収書等の写し）を提出すること。
- ・その際の必要資料（位置図、平面図、縦断図、構造図）を申請者の費用負担で用意すること。

下水道法第16条申請手続きフロー

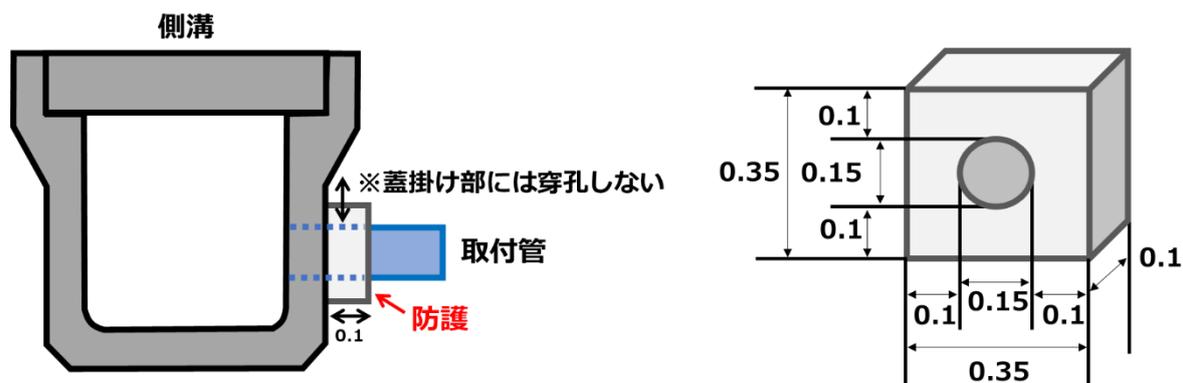
<事前確認事項>

- ・汚水・雨水マスの新設・改造等の必要性について事前相談を行ったか
- ・16条申請が必要な場合、工事の実現可能性について事前に検討したか



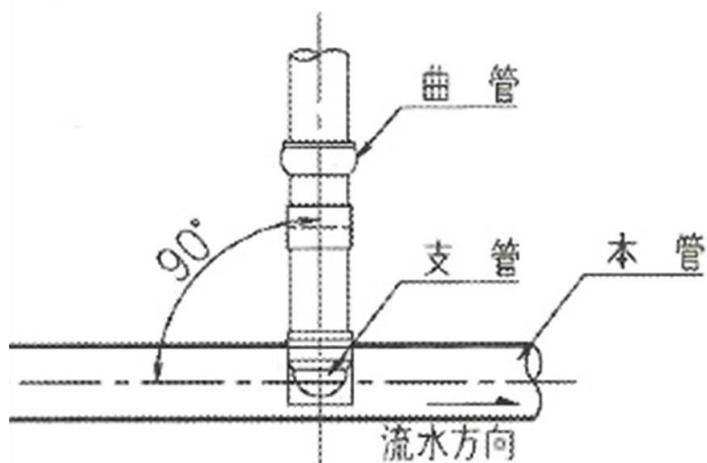
<参考>

1. 雨水管の側溝接続時におけるコンクリート防護工（単位：m）



※隣接した側溝の継目付近への穿孔も避けること

2. 下水道本管に対する取付管の角度

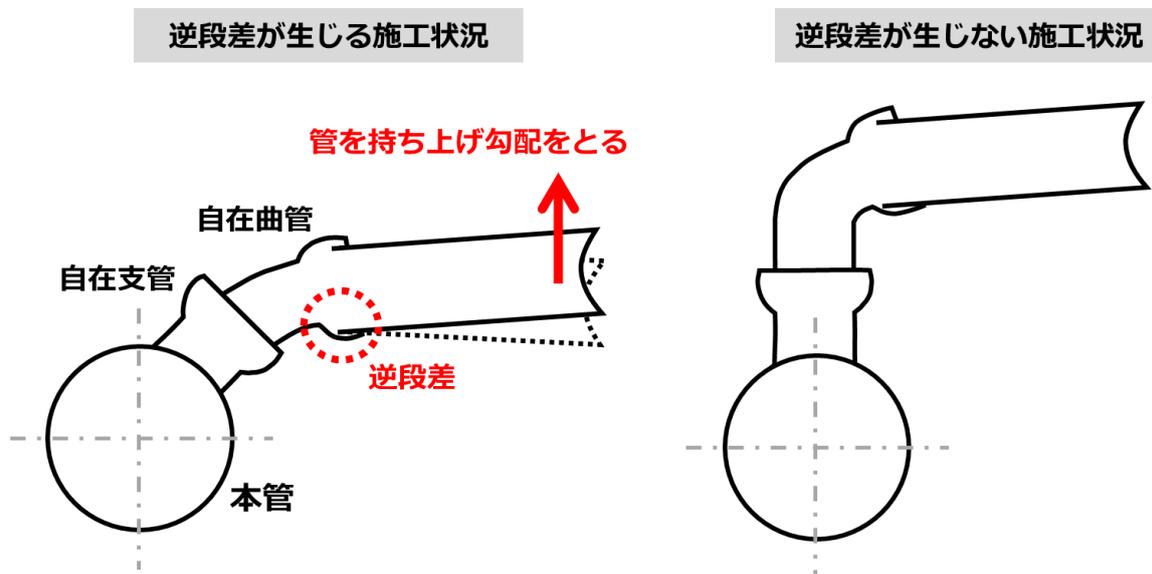


取付管は下水道本管に対して90°にとりつける

※下水道本管の継手部への接続は避けること

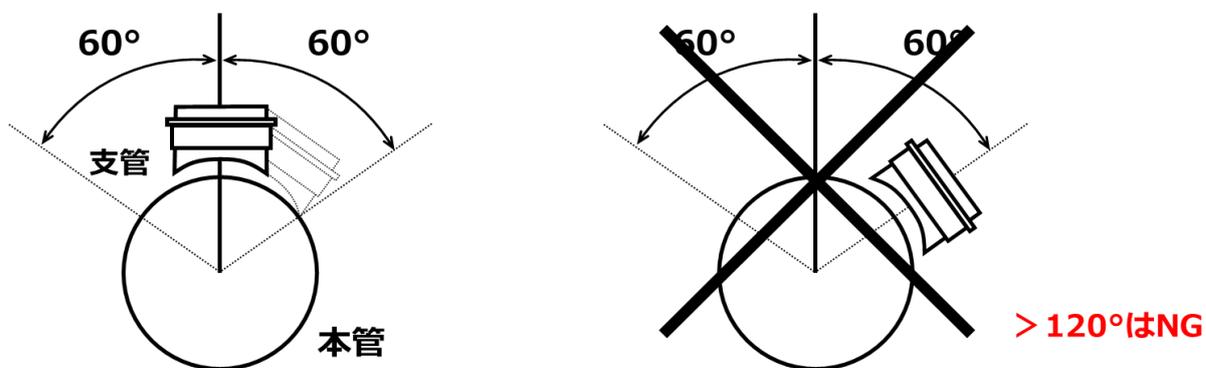
（下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版）より抜粋）

3. 自在材料使用時における逆段差



検査時に自在材料逆曲げによる滞水が確認された場合、再施工となることがあります

4. 支管取付位置

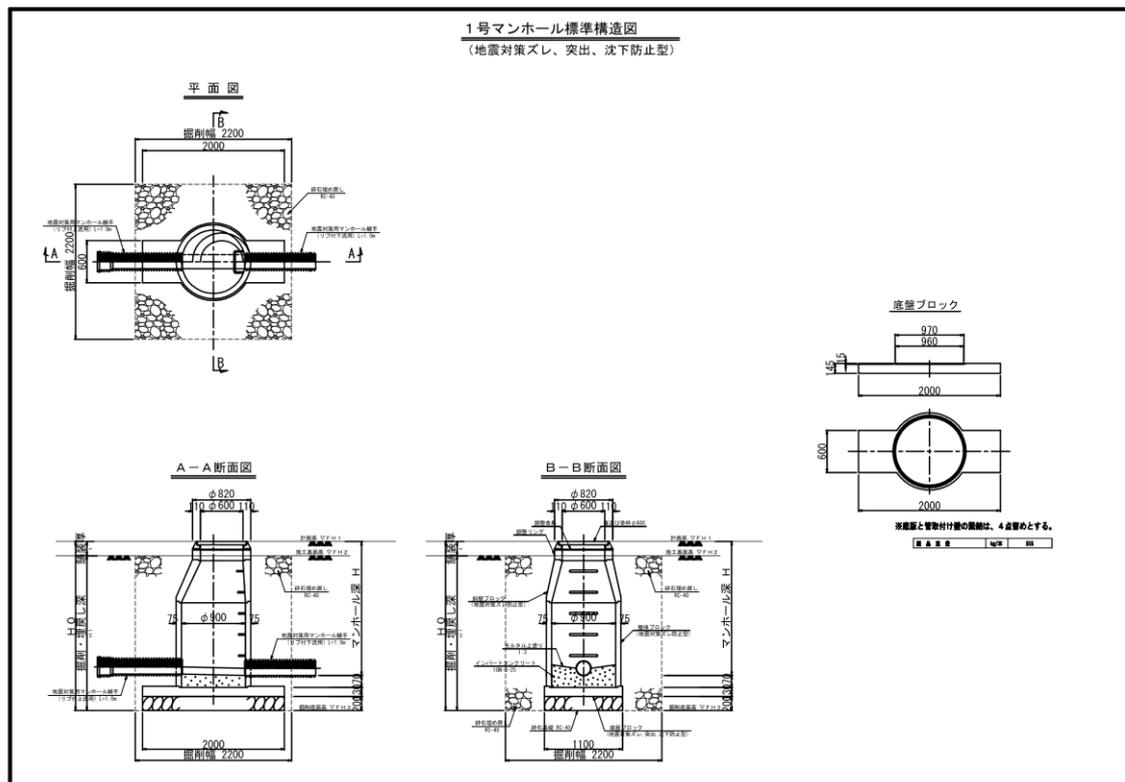
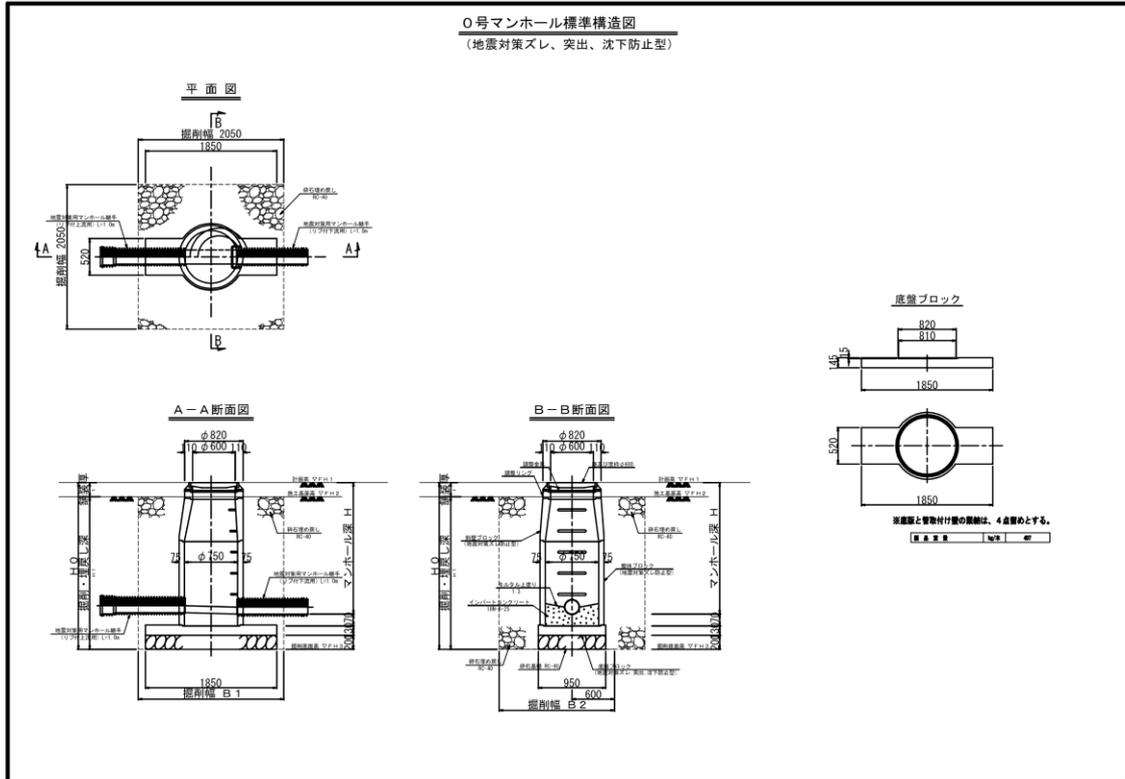


原則として支管は管頂にとりつける
(管頂120°以内にとりつける場合は別途協議)

※穿孔位置に注意すること

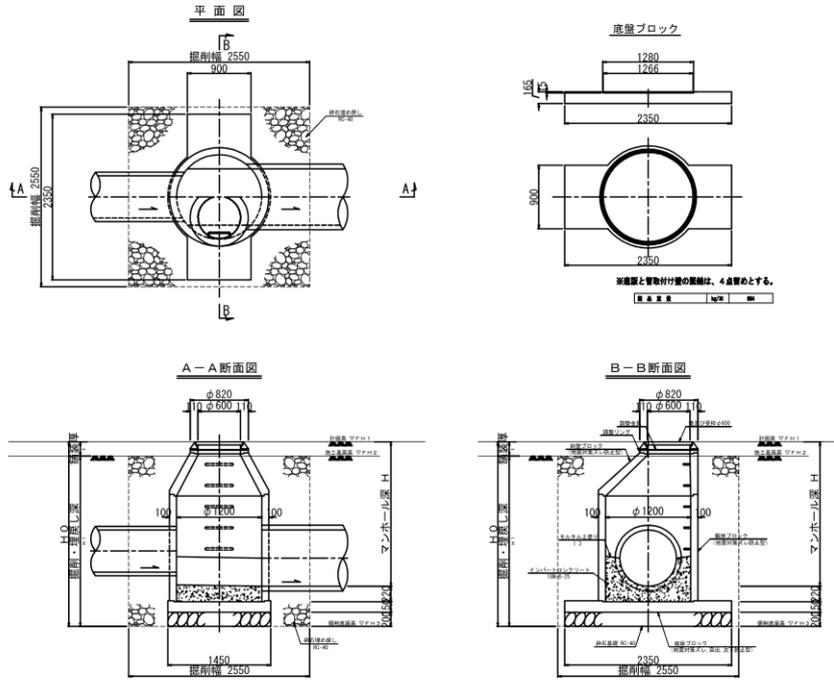
※本管が浅い場合、コンパクト支管の使用も可能

5. 浮上防止マンホール構造図と掘削幅（金田西地区）



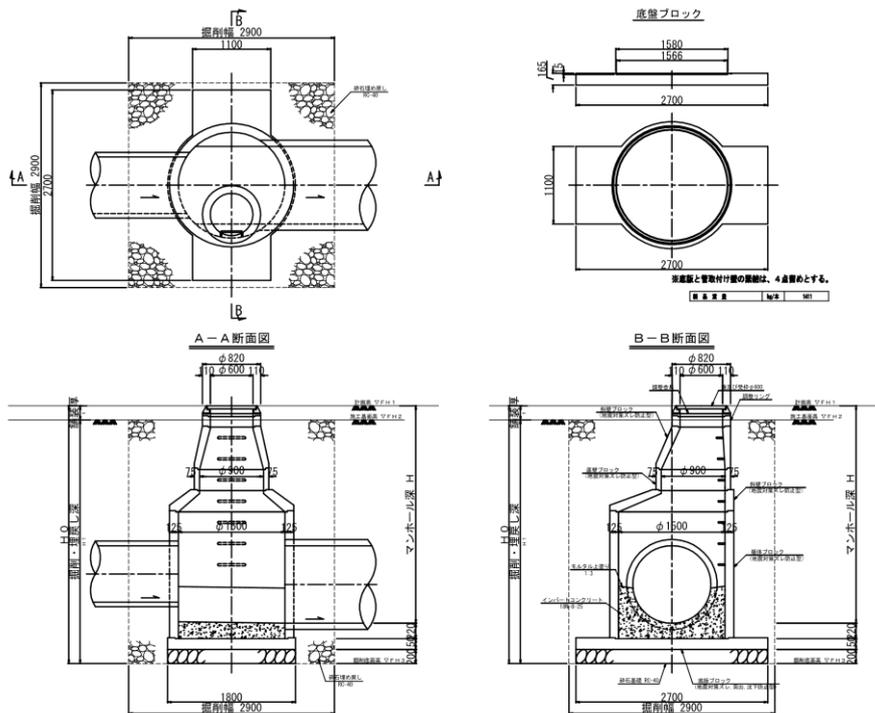
2号マンホール標準構造図

(地震対策ズレ、突出、沈下防止型)



3号マンホール標準構造図

(地震対策ズレ、突出、沈下防止型)



6. 有資格者証の記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

木更津市長 様

〇〇〇〇会社 印

下水道法第十六条の公共下水道管理者以外の者の行う工事等については、同法第二十二條の設計者等の資格を有することから、下記のとおり下水道法施行令第十五條第一項第〇号に基づき公共下水道の設計及び工事の監督管理を行う者の資格であることを証明します。

記

1. 氏名 〇〇 〇〇
2. 緊急連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2. 経歴 〇〇学校〇〇学部〇〇課 〇〇年卒
〇〇年〇〇月 〇〇会社入社
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 下水道工事(排水設備工事等)
〇〇年〇〇月 〇〇会社退社
〇〇年〇〇月 〇〇会社入社
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 下水道工事(排水設備工事等)
計 〇〇年間

以上

(以下は文書作成時削除すること)

別紙(下水道法施行令第十五條)第一号～第十号の中より該当する数字をご記入ください。

7. (抜粋) 下水道法施行令第十五条

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第十五条 法第二十二条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
 - イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。）又は工事の監督管理（以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理（以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
 - イ 計画設計を行わせる場合六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を

修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

- イ 計画設計を行わせる場合八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
- イ 計画設計を行わせる場合十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
- イ 計画設計を行わせる場合三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。
- 七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

- 八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること
 - イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合十年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合五年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 十 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 1 月 1 日

下水道法 16 条で施工される業者へ

木更津市下水道推進室

下水道管及び水道管等の離隔確保のお願い

日頃より、下水道行政にご協力頂きありがとうございます。

先般、下水道法 16 条申請に基づき、新たに道路内及び宅内を占用するにあたり、水道管との離隔が確保されていない事象が散乱され、離隔を取るための措置を図るよう指導を受け再度、布設替え等を行っている物件があります。

このような案件が発生しないよう、かずさ水道広域連合企業団から依頼がありましたので周知いたします。

下水道法 16 条の申請にあたり埋設管調査を行ない、施工図面作成時には離隔確保を図り、施工時には想定しない位置に占用物があるなど、施工図と異なる場合は、無理に施工せず、かずさ水道広域連合企業団に指示を受けて下さい。

また、施工時の写真において離隔を確保する写真を撮られていない場合は、確認のための試掘をお願いする場合があります。

再発防止策としては、

1. 埋設管調査及び試掘を行うこと。
2. 水道管及び下水道管の接合部（接手）があるため、接道部では穿孔出来ないので、接合部が出ても対応できる離隔の確保を検討すること。
3. 取出しする水道、下水道（雨水、汚水）を同時に施工せず、取出し位置が遠くや土被りが深い物件から施工し、他の占用物件の穿孔が可能かを確認する。

参考資料

かずさ水道広域連合企業団 給水装置工事施工基準（技術編）写し

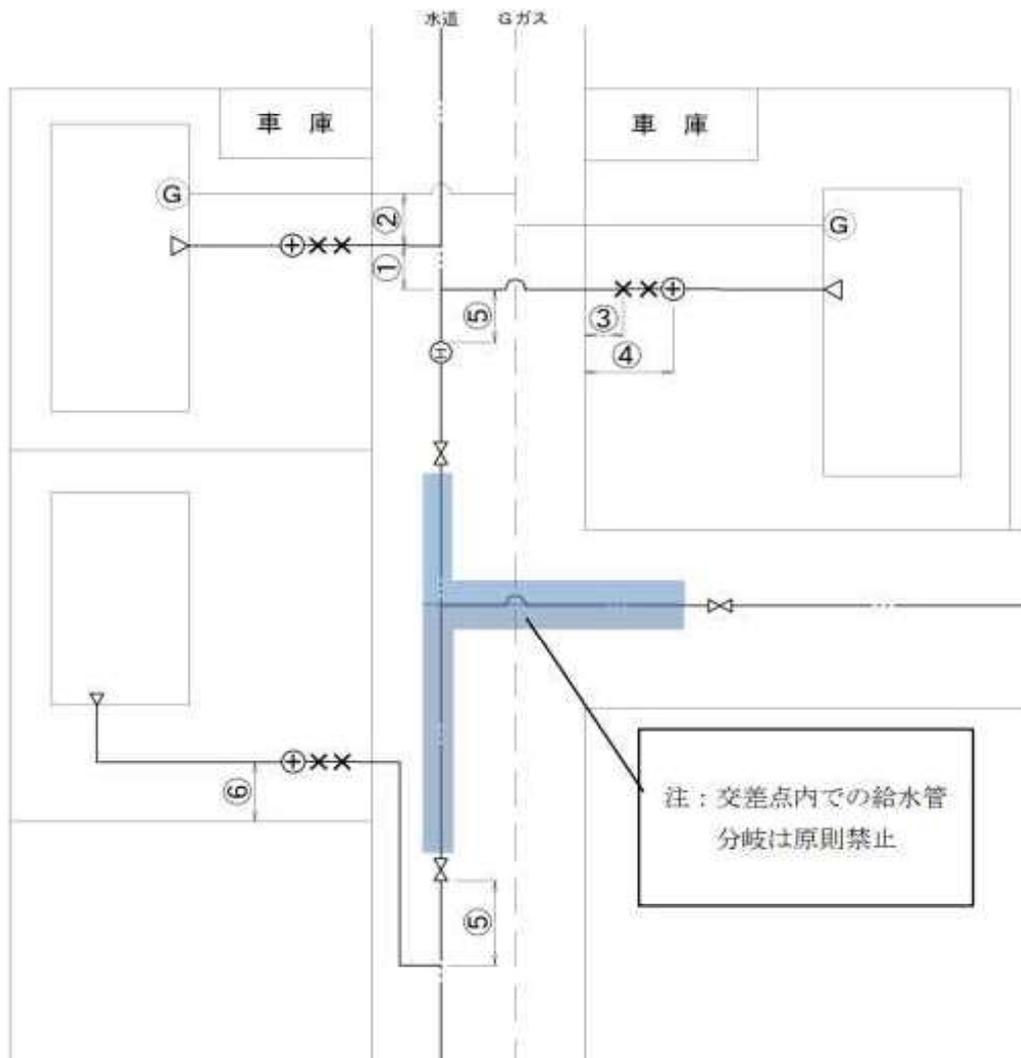
給水装置工事施行基準

(技術編)

平成31年4月1日

かずさ水道広域連合企業団

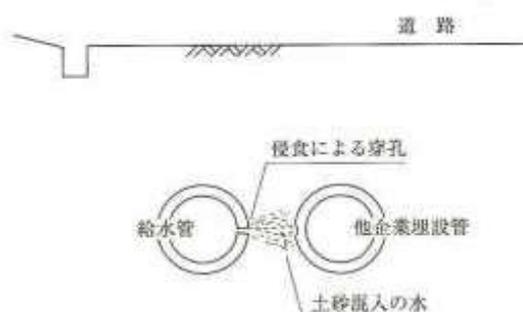
図-4.6 取り出し標準図1



- ① 分岐位置は、他の分岐位置より 30cm 以上、(器具の端より) 離して施工すること。
 - ② 他の埋設管(構造物)から 30cm 以上、(管の端より) 離して施工すること。
 - ③ 止水栓は官民境界から、0.5~1.5m 以内に設置すること。
 - ④ メーター器は官民境界から、2.0m 以内に設置することし、止水栓の延長線が望ましい。
 - ⑤ 異型管その他の付属施設(仕切弁・消化栓・空気弁等)から 1.0m 以上離し施工すること。
 - ⑥ 私有地の境界より、30cm 以上離して施工すること。なお、将来ブロック等の設置により止水栓の機能が損なわれないように離すことが望ましい。
- (注) 道路の交差点内での給水管分岐は原則として禁止する。

- ④ 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。
ただし、施工上やむを得ず加工を行う場合には、企業長に相談し承認を得るとともに、管材質に応じた適正な加工を行うこと。
- ⑤ 配管にあたって、他の埋設物や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等による事故の未然防止及び修理作業を考慮し、他の埋設物との離隔を上下左右とも原則として30cm以上確保すること。(図-5.2 サンドブラスト現象参照)

図-5.2 サンドブラスト現象



- ⑥ 崖や石垣等に平行して配管する場合は、法肩及び法尻から可能な限り離れた位置を選定すること。
- ⑦ 防護措置(防寒、防露、防食を含む。)は、適切に施工すること。
- ⑧ 配管工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は1日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- ⑨ 管を橋梁に添架するときは、適当な間隔においてバンド又はブラケット等で固定すること。
- ⑩ 側溝等を横断するときは、原則として伏せ越し配管「図-5.3」とする。側溝等の道路構造物のはつりを行って配管したときは、必ず原形に復旧すること。ただし、企業長等が上越し配管を許可した場合は、図-5.4を標準とする。また、伏せ越し配管及び上越し配管ともに、さや管内に布設すること。